



2025年4月25日

各位

会社名 株式会社白鳩  
代表者名 代表取締役社長 菅原 知樹  
(コード：3192 東証スタンダード)  
問合せ先 総務部長 児島 貞仁  
(TEL. 075-693-4609)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更の議案を、2025年5月29日開催予定の第53回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 提案の理由

当社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとしておりますが、親会社である株式会社歯愛メディカルの事業年度に対応し、同社との連結決算の一元管理体制の確立を図ることを目的に、当社の事業年度を毎年12月1日から翌年11月30日までに変更いたします。これに伴い、現行定款第11条（招集）、第12条（定時株主総会の基準日）、第35条（事業年度）、第37条（剰余金の配当の基準日）及び第38条（中間配当）に所要の変更を行うものであります。

また、事業年度の変更に伴い、移行期間となる第54期事業年度は、2025年3月1日から2025年11月30日までの9ヶ月間となります。そのため、経過措置として附則を設けるものであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力を発生するものといたします。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(招集) 第11条 当会社の定時株主総会は、毎年 <u>5月</u> にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。	(招集) 第11条 当会社の定時株主総会は、毎年 <u>2月</u> にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。
(定時株主総会の基準日) 第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>2月末日</u> とする。	(定時株主総会の基準日) 第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>11月30日</u> とする。
(事業年度) 第35条 当会社の事業年度は、毎年 <u>3月1日</u> から翌年 <u>2月末日</u> までの1年とする。	(事業年度) 第35条 当会社の事業年度は、毎年 <u>12月1日</u> から翌年 <u>11月30日</u> までの1年とする。
(剰余金の配当の基準日) 第37条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 <u>2月末日</u> とする。 2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。	(剰余金の配当の基準日) 第37条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 <u>11月30日</u> とする。 2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(中間配当)</p> <p>第38条 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>8月31日</u>を基準日として中間配当をすることができる。</p>	<p>(中間配当)</p> <p>第38条 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>5月31日</u>を基準日として中間配当をすることができる。</p>
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>附 則</p> <p>(事業年度変更に係る経過措置)</p> <p>第1条 <u>第35条(事業年度)の規定にかかわらず、第54期の事業年度は2025年3月1日から2025年11月30日までの9ヶ月間とする。</u></p> <p><u>2 第38条(中間配当)の規定にかかわらず、第54期の事業年度の中間配当の基準日は2025年8月31日とする。</u></p> <p><u>3 本附則は、第54期事業年度の終了後、これを削除する。</u></p>

以 上